

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 戸 市	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,657 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八戸市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八 戸 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 13,042 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(1～45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日)

支給実績(令和5年度決算)			5,462 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,092 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東 京 都	20 %	2 人	20 %
医 師	16 %	3 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)				25,517	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				238,475	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)				7.9	%
手当の種類(手当数)				14	種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症業務手当	医師	感染症患者又は疑いのある患者の診療業務		0 千円	日額 500 円
	従事した職員	感染症患者等の救護、感染症の病原体の付着物若しくは付着の疑いのある物の処理又は感染症の病原体を保有する疑いのある家畜の防疫業務		5 千円	日額 290 円
		新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	・患者等の身体接触 ・患者等に長時間にわたり接する	0 千円	日額 4,000 円
			上記以外	0 千円	日額 3,000 円
行旅死亡人取扱手当	生活福祉課の職員	行旅死亡人の収容・業務 墓地理葬法の規定による遺体・遺骨の収容・護送等業務		0 千円	回 2,900 円
下水道清掃業務手当	下水道施設課の職員	下水道におけるごみの撤去並びに補修のために下水道管内に入って行う調査・作業 下水道処理施設において、機器等の点検・復旧作業のために直接汚水・汚泥に触れる作業		304 千円	日額 380 円
滞納整理等業務手当	収納課の職員	外勤して行う滞納者への市税の説明及び納付交渉等の滞納整理業務 外勤して行う滞納者への説明等を伴った差押えの業務		30 千円	日額 260 円
	下水道業務課、建築住宅課、介護保険課、こども未来課、国保年金課の職員	外勤による下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料、介護保険料、保育所入所料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付の説明・相談・交渉等の滞納整理業務		0 千円	日額 260 円
福祉業務手当	生活福祉課の職員	外勤による生活保護を受けようとする者又は保護を受けている者の調査若しくは生活指導の業務		721 千円	日額 310 円
	高齢福祉課、障がい福祉課、こども家庭相談室の職員	外勤による困難な事情を抱えた高齢者・障害者等で、必要とされる支援を受けようとする者の調査又は当該支援を必要とした者に対して決定された支援内容に対し直接従事する業務		13 千円	日額 290 円
特別技術者手当	電気主任技術者等	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者が行う業務		117 千円	月額 2,600 円
	建築主事	建築主事が行う業務		186 千円	月額 5,200 円
診療手当	診療所に勤務する医師	診療業務	9,792 千円	医大卒業後の経験年数1年未満 月額	218,000 円
				医大卒業後の経験年数1年以上2年未満 月額	220,000 円
				以下経験年数1年毎に、2,000円加算	
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉又は区画整理事業における換地交渉		74 千円	日額 260 円
有害有毒物取扱手当	従事した職員	ばい煙、臭気及び水質の検査、測定		62 千円	日額 350 円
		農薬散布作業		6 千円	日額 250 円
		毒物等を使用する土壌分析又は水質分析(特別技術者手当を受ける者を除く)		12 千円	日額 100 円
能率手当	診療所に勤務する医師	診療所に勤務し、一定額以上の診療収入額があったとき		12,761 千円	1月あたり上限730,000円 (診療収入額－300万円) ×20/100

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
精神保健業務手当	保健予防課の職員	精神障害者の自宅等を訪問し本人と直接面談して行う相談若しくは指導等の業務	44 千円	日額 290 円
狂犬病予防等業務手当	衛生課の職員	犬猫等の動物を、捕獲・収容する業務、又は抑留して飼育する業務、若しくは処分するための施設に移送する業務	98 千円	日額 360 円
廃棄物収集等業務手当	環境保全課の職員 (産業廃棄物) 清掃事務所の職員 (一般廃棄物)	廃棄物の収集・運搬に従事する業務、不法投棄現場及び事業場における汚水、土壌等の資料採取業務	1,020 千円	日額 380 円
道路上作業手当	地域振興課及び 道路維持課の職員	除雪作業	33 千円	日額 270 円
		特殊自動車等(グレーダー、ブルドーザー、道路清掃車、農業用トラクター、又はグレーダー若しくはブルドーザーと共同して作業するダンプカー)の運転作業	138 千円	日額(*1) 270 円
		修路作業	472 千円	日額(*1) 270 円
		排水路等の汚泥処理作業		日額(*1) 270 円

*1・・・3時間未満は支給なし、3～5時間未満従事した場合は2分の1を支給

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	353,880 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	283 千円
支給実績(4年度決算)	415,535 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	336 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。		同	118,472 千円	223,955 円
	配偶者	6,500 円			
	子	10,000 円			
	父母等	6,500 円			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額 (1人につき)	5,000 円			
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。		異	102,910 千円	291,530 円
	借家・借間(限度額)	27,000 円			
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。		同	55,798 千円	58,305 円
	交通機関利用者 (限度額)	55,000 円			
	交通用具利用者	2,000円～ 31,600円			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。		異	89,670 千円	695,116 円
	保健所長	140,000 円			
	科長	97,000 円			
	部長級	76,000 円			
	次長級	63,000 円			
	課長級	54,000 円			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。		異	1,167 千円	233,471 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日に、本来の勤務に従事しないで庁舎、備品、書類等の保全その他必要な事務に従事した場合において、その勤務回数に応じて支給される。		同	0 千円	0 円
	1回につき(勤務時間が5時間未満の場合は50/100)	4,400 円			
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は4級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。)		同	76,664 千円	58,612 円
	世帯主				
	扶養親族あり	17,800 円			
	扶養親族なし	10,200 円			
	その他の職員	7,360 円			

手 当 名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職員特別勤務手当	管理職員が、週休日、休日または平日の深夜において処理を要する臨時または緊急性を要する業務に従事した場合に支給される。(1時間未満は支給しない)			同		32 千円	7,875 円
		週休日	平日深夜				
	部長級・科長	12,000 円	6,000 円				
	次長級・医長	10,000 円	5,000 円				
	課長級・医師	8,500 円	4,300 円				
初任給調整手当	保健所に勤務する、医師・歯科医師、獣医師に支給されます。毎年徐々に減額され、所定の年まで支払われる。			医師・歯科医師は国と同じ	獣医師は県と同じ(国にない制度)	1,575 千円	787,500 円
		期間	初年度				
	医師・歯科医師	35年間	308,300 円				
	獣医師	15年間	45,000 円				